

平成 23 年 8 月 1 日発行

ストップ ザ 消費者被害

稚内市消費者被害防止連絡会ニュース No. 17

[事務局]

稚内市消費者センター

稚内市中央 4 丁目 16 - 2

稚内市保健福祉センター2 階

電話 0162 - 23 - 4133

稚内市消費者被害防止連絡会第 4 回定例会

平成 23 年 7 月 27 日、第 4 回定例会を開催し、平成 22 年度活動報告と平成 23 年度活動内容について協議しました。

稚内警察署生活安全課・大瀬文弘課長より、押し買い（訪問買取）について「相手の会社名、連絡先、氏名等を必ず確認すること。こちらから、許可証を持っていますかと尋ねることも一つの手。」と注意喚起の講話がありました。

一機関では情報は集まりません。被害を未然に防ぐためにも各関係部署との連携・協力をお願いします。



震災に便乗した義援金詐欺にご注意！

過去の震災時に見られた義援金詐欺の事例として、市役所など公的機関や日本赤十字社、赤い羽根共同募金などの実在する団体の名をかたり、自宅を訪問したり、担当者個人名の銀行口座に義援金を振り込む依頼のハガキやメールを送りつけて義援金名目のお金を集める手口があります。不審な電話やメールが送られてきた時には、ご家族、警察、消費者センターに相談してください。全てが義援金詐欺とは限りませんが、個別に募金を求められた場合は注意が必要です。

未公開株購入の勧誘にご注意！

最近、全国的に「上場間近」「値上がり確実」「何十倍になる」と勧められた未公開株を購入したものの、株券が届かない、連絡がとれないといった相談が増えています。

未公開株の販売等を行うことができるのは、当該未公開株の発行会社が登録を受けた証券会社に限られます。実際には上場する予定がないにもかかわらず、上場予定と偽ったものや、発行会社自身が第三者と共謀して詐欺行為を行うこともあります。トラブルを未然に防ぐには、「値上がり確実」などといったセールストークに惑わされず、勧誘にはきっぱりと断る事です。不審を感じたら消費者センターか、詐欺的な要素があると思われる場合は警察に相談して下さい。

「温泉付き有料老人ホームの利用権」の 買取等の勧誘にご注意！

東日本大震災の被災者支援をうたい、温泉付きの有料老人ホームの利用権を勧める不審な電話勧誘が全国で相次いでいることが、国民生活センターのまとめでわかりました。

これらは、温泉地にある老人ホームの資料を送りつけ、届いた翌日に資料送付元とは別の業者やNPO法人を名乗る団体から「今なら1口20万円で販売されている入居権を30万5千円で買い取る。東北の地震で被害に遭った人たちを助けるために温泉つき施設を提供してほしい。被災者の住宅が不足しておりどうしても必要なので1口でも2口でもよいから買ってほしい。」「利用権を購入すると、配当金が年6～8%つく。」と何度も勧誘があるそうです。

上記の手口は「劇場型」と呼ばれ、未公開株や社債、ファンドなどの詐欺的取引でも行われます。しかし、実際に買取りが行われたケースは確認されていません。

また、稚内市においても、高齢者宅に温泉付き有料老人ホームのパンフレットが郵送されていました。ご家族や周囲の方々が日常の変化に気づくことにより被害をくい止めることができますので、日頃からの見守りをよろしくお願いします。

こんにちは！稚内消費者協会です

消費者協会の最近の活動を紹介します。

4月14日に約30人の会員が出席して開催された平成23年度総会では、全ての議事が原案どおり決まりました。

5月の消費者月間・テーマ「地域で広げよう 消費者の安全・安心」

5月30日の消費者の日に、稚内消費者協会・宗谷総合振興局・稚内市では、沼川地区で悪徳商法への注意喚起等の合同啓発活動を行いました。



無料法律相談の活用を！

稚内市では「無料法律相談」を毎月1回実施しています。

相談時間は午前11時から午後2時30分までです。

事前申込みが必要ですので、相談を希望される方は下記までご連絡ください。

【8月】 8月14日 【9月】 9月11日 【10月】 10月16日

稚内市市民生活課生活交通グループ 電話（直通）23 - 6413